

質問と回答

○特養について

Q：創設において「広域型」と「地域密着型」の合築での応募は可能か。
また可能である場合、それぞれに併設ショートを計画することは可能か。

A： 「広域型」と「地域密着型」の合築での応募は不可とする。

Q：創設で、「広域型」及び「地域密着型」を合わせて応募する場合、それぞれにショートを計画した際の施設整備補助金額は、次の計算で良いか。

※計算式は省略

A： 募集要項3ページの1. 整備概要の(3)募集における留意点の(ア)において特別養護老人ホームの創設は、施設種類ごとに1法人1か所のみとしているため、整備予定地が別の場所であっても、広域型と地域密着型どちらも整備することは不可とする。

なお、広域型、地域密着型それぞれの補助金額の計算方法はお見込みのとおり。

Q：募集される特別養護老人ホームの床数は創設・増床・転換を含め152床とされているが、複数法人が応募し、応募床数が募集床数を超える場合、事前調整を行う予定はあるか。

A： 事前調整を行う予定はない。

なお、応募床数が募集床数を超える場合は、施設整備計画を満たすよう、総合的に判断し順位を決定する。

Q：併設可としている施設内保育施設について、協議先の部局はどこか。

A： 施設内保育施設は認可外保育施設のため、人員基準等にかかる協議先は監査指導課になる。
ただし、図面協議の場合は監査指導課を含め関係部署にも回覧するため、募集要項のとおり事前協議期間内に高齢者支援課と協議を行うこと。

Q：募集要項12ページで地域密着型特別養護老人ホームの施設整備費補助単価について、※印にて示されている事業（認知症高齢者グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、施設内保育施設）全てを併設する場合に適用されるのか。

また、地域密着型特別養護老人ホームの施設整備費補助単価5%増額は併設ショートステイの施設整備費にも適用されるのか。

A： 全てを併設する場合ではなく、いずれか1つでも併設がある場合は、各施設種別の補助単価に5%加算される。また、地域密着型特養の施設整備費補助単価は併設ショートも含むとなっているため、適用される。

(例)

地域密着型特養 29 床（併設ショート 10 床）と認知症高齢者グループホームを併設する場合

- ・地域密着型特養（併設ショートを含む）の補助単価：4,480 千円/床×1.05=4,704 千円/床
- ・認知症高齢者グループホームの補助単価：33,600 千円/施設×1.05=35,280 千円/施設

→4,704 千円/床×（29 床+10 床）+35,280 千円/施設×1 施設=218,736 千円

Q：同時に複数事業所の申請を予定しているが、申請する書類の中で重複する資料の 1 部は原本であとは写し（コピー等）でも良いか。また、写し（コピー等）での提出を可とする資料があれば、具体的に示してほしい。

A：同時に複数事業所の申請を行う場合は、それぞれ指定の部数の開設申出書を提出する必要があるが、同じ書類を提出する場合は、一方に原本を、他方に写しの添付でも差し支えない。

(例) 特養と看多機の開設申出書を提出する場合で、

- ・特養と看多機を合築し、A 町に整備しようとする場合
→登記簿（法人・土地）は特養、看多機とも同じ書類なので、特養に原本、看多機に写しを添付。
- ・特養を A 町に、看多機を B 町にそれぞれ整備しようとする場合
→登記簿（法人）は特養、看多機とも同じ書類なので、特養に原本、看多機に写しを添付すればよいが、登記簿（土地）及び字限図は別の書類なので、特養、看多機ともそれぞれの土地の原本を添付。

また、法人向けに交付された文書等で原本を事務所等に備付しておくべきもの等、原本の提出が困難な書類は写し（コピー等）での提出を可とする。

なお、具体的には「決算にかかる書類」「監査・指導状況にかかる書類」「売買契約書など不動産売買にかかる書類」「理事長等の経歴書に貼付する資格証、研修修了証」などを想定している。

Q：開設申出書（資金関係）に「金融機関等の確約書等」の添付が求められているが、独立行政法人福祉医療機構からの借入を計画する場合、「融資相談票」を用いることで良いか。また、償還期間について定めがある場合は、その期間を示してほしい。

A：融資相談票を用いてかまわないが、その場合、融資相談票に加えて、福祉医療機構との相談・協議内容と経緯（※いつ、誰と協議を行ったか等がわかるように）をまとめたもの（様式自由）を提出すること。

なお、募集条件として償還期間は定めていない。

Q：募集要項 6 ページの「2. 応募要件・資格等」の「(1) (ウ) 特別養護老人ホームとショートステイ部分は明確に区分し、居室の配置は混在させないこと」とあるが、既存特別養護老人ホーム併設ショートステイから特養への転換の場合においても、特養とショートの区切りは、物理的（扉など）に区切らないといけないか。

A：多床室の場合において、少なくとも居室単位では特養またはショートで統一することとし、同一居室内において、特養のベッドとショートのベッドが混在することがないようにすること（4 ページ図①参照）。また、特養用居室とショート用居室は連続するように配置すること（4 ページ図②参照）。

なお、特養ゾーンとショートゾーンの物理的な区切りは不要。

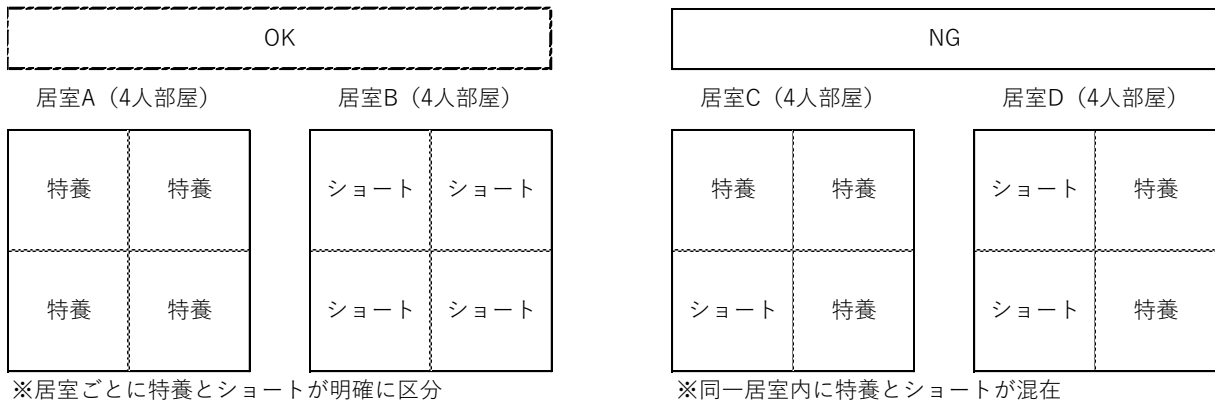
Q：増床・転換の提出書類 15 の工程表は改修工事を予定していない場合も必要か。

A：改修工事の予定がない場合も、増床・転換のスケジュール（法人内部の手続き含む）や監査指導課への事業所指定の申請等のスケジュールを記載したスケジュール表を提出すること。

Q：増床・転換の提出書類 22 の備品等内訳書について、備品の購入を予定していない場合においても、内訳書の提出は必要か。

A：提出は不要とする。

図①



図②

